

会報

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association
Construction
Industry NEWS



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798



2017.

02

FEBRUARY

No.508

就業体験

[平成27年10月27日(火)～30日(金)]

都城農業高等学校 農業土木科 2年 20名

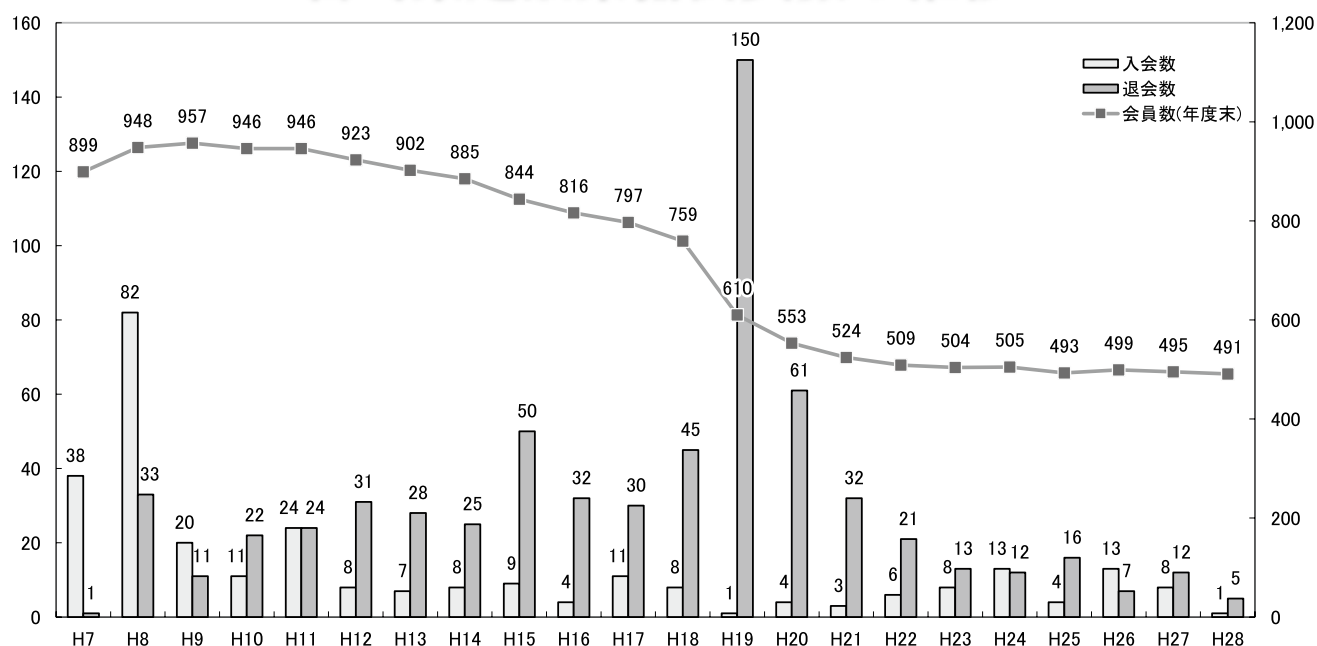
目次 CONTENTS

●平成29年2月の行事予定	1
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●第3弾 平成28年度放送日のご案内	2
●宮崎県建設業協会	
1. 平成28年度第9回常務理事会を開催	3
2. 第9回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	5
●雇用改善コーナー	
1. 平成28年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の 就職・採用活動に係る取扱等について	8
2. 平成29年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	9
3. 公正な募集・採用のため自社の採用基準や選考方法を確認しましょう	11
●事業協同組合	
下請セーフティネット債務保証制度について	12
●技士会	
1. 平成29年度1級（学科）・2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会のご案内	14
2. 平成29年度1・2級土木施工管理技術検定試験の申込書受付について（お知らせ）	14
3. 平成28年度1級土木施工管理技術検定「実地試験」の合格発表	15
●建退共	
1. 建退共の利用に際しての留意事項	16
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（12月分）	16
●建災防	
1. 平成28年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」について	17
2. 技能講習登録教習機関の取消しについて	17
3. 平成29年度上半期（4月～9月）講習会の案内	18
●火薬協会	
火薬類取締法の適用を受ける火薬類に係る事故等の定義等の見直しについて	19
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（12月分）	21
2. 中間前払金制度のご案内	22
●（公財）建設業福祉共済団からのお知らせ	
保険料が更にお安くなりました！	23

平成 29 年 2 月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	水		建退共事務担当者研修会（小林）	
2	木	宮崎河川国道事務所との意見交換会（宮崎）	高所作業車運転技能講習（清武 3日 まで）	
3	金			
4	土			
5	日			
6	月			
7	火		建退共事務担当者研修会（都城）	保証会社 宮崎保証事業 審議会（宮崎）
8	水	県協会 常務理事会・県との意見交換会		
9	木		小型車両系建設機械（整地・運搬・ 積み込み用及び掘削用）運転の業務に 係る特別教育（清武 10日まで）	
10	金			
11	土	建国記念の日	建国記念の日	建国記念の日
12	日			
13	月	1級建設業経理士「登録講習会」（宮崎）		
14	火	2級建設業経理士「登録講習会」（宮崎）		
15	水	第2回九州建設業協会土木委員会（福岡）		
16	木	第2回九州建設業協会建築委員会（福岡）		火災保安協会九州ブロッ ク会議（鹿児島）
17	金	第2回事務局長会議		
18	土			
19	日			
20	月	第3回農業土木委員会（宮崎）		
21	火			
22	水	九州ブロック雇用改善コンサルタント 会議（福岡）		
23	木			
24	金		車両系建設機械（整地・運搬・積み 込み用及び掘削用）運転技能講習（清 武 25日まで） 建退共 支部事務局長・担当者意見 交換会（東京）	保証会社 取締役会
25	土			
26	日			
27	月	建設産業人材確保・育成推進協議会 全国担当者会議（東京）		
28	火			

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	5
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	491

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退（68社脱退）、H28はH29.1.27現在

第3弾 平成28年度放送日のご案内

◆ CM 展開① ～番組提供枠～



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター
「オジギビット」

1. 放送期間 平成28年7月6日（水）～平成29年3月29日（水）までの9ヵ月間
2. 放送形態 ○ 30秒 CM、下記番組 毎週1回放送
○ UMK ニュースの放送帯（毎週水曜 20:54～21:00）
○ MRT わけもん GT の放送帯（毎週水曜 20:00～21:00）
※ 特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部 3本を順次放送
◇ 第1部「夢を抱いた日」篇
◇ 第2部「一歩ずつ」篇
◇ 第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開② ～ 年末年始スポット CM ～（終了）

1. 放送期間 平成28年12月27日（火）～平成29年1月10日（火）
2. 放送形態 30秒 UMK のみのスポット CM 約60本
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部 3本を順次放送
◇ 第1部「夢を抱いた日」篇
◇ 第2部「一歩ずつ」篇
◇ 第3部「未来へ」篇

宮崎県建設業協会

1. 平成28年度第9回常務理事会を開催

平成29年1月20日（金）午後12時30分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、榎村事務局長が定足数（12／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会にあたり山崎会長より「本日はよろしくお願ひ申し上げます。川南で発生した鳥インフルエンザについてはしっかり対応でき、早期に処理できた。今後も早期対応ができるように準備をお願いしたい。本日、建設キャリアアップシステムの説明のため、国土交通省の木村課長が来県される。九州では初めて、全国で7番目の説明会となる。よろしくお願ひ申し上げます。県との意見交換会では、スムーズな発注・受注ができるように皆様のご提案をお願いしたい。」と挨拶を述べ、議事に移った。議題については次のとおり。

議題1 県との意見交換会について

坂元専務理事が資料に基づき、技術企画課から「公共工事における取組について」に係る情報提供があることを説明した。

議題2 建設キャリアアップシステム説明会について

榎村事務局長が資料に基づき、常務理事会終了後に国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長木村実氏を迎えて、建設キャリアアップシステムに関する説明会が開催されることを説明した。

議題3 その他

（1）鳥インフルエンザ対応結果報告について

河野宏介副会長が資料に基づき、12月19日に発生した高病原性鳥インフルエンザにおける防疫作業状況等について報告した。

（2）「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について

有馬コーディネーターが資料に基づき、研修生の雇用状況、協会主催の集合研修について報告・説明した。

（3）WTO 対象工事の拡大と入札参加資格要件の緩和等について

山崎会長が資料に基づき、地元建設業者が参加可能なWTO対象工事の拡大及び入札参加資格要件のさらなる緩和と総合評価における地域要件の設定について説明し、承認を得た。

（4）土木・労務資材対策委員会開催結果報告について

菊池土木農林課長が資料に基づき、1月16日（月）に開催した土木・労務資材対策委員会について結果報告し、併せて甲斐副会長が開催報告を行った。



第9回常務理事会



建設キャリアアップシステム説明会

(5) (情報提供) 熊本県山都町臨時一般競争入札 (指名競争) 入札参加資格審査申請について

山崎会長が資料に基づき、熊本県山都町臨時一般競争入札（指名競争）入札参加資格審査申請について情報提供を行った。

(6) (仮称)「建設業を支える女性の会」について

樫村事務局長が、年度内に（仮称）「建設業を支える女性の会」を立ち上げること、承認後全地区に案内することを提案し、承認を得た。

(7) その他

議題4

2月・3月の常務理事会等開催予定日 について

樫村事務局長が、2月の常務理事会及び県との意見交換会の開催日は2月8日（水）、3月については常務理事会を3月13日（月）、県との意見交換会を3月23日（木）に開催することを提案し、承認された。

2. 第9回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

平成29年1月20日（金）午後3時30分、宮崎県建設会館5階「会議室」において、樫村事務局長が開会を宣した。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

管 理 課：佐野部参事兼管理課長
高村課長補佐、竜崎主幹
金田主事、津田主幹、外園主査
技術企画課：石井課長補佐、迫主幹、川添主査
浜川主幹、榎本主査

◇宮崎県公共三部共管

工事検査課：甲斐課長、田崎工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長、甲斐・河野(宏) 副会長
後藤・小野・河野(義)・河野(与)
藤元・河野(孝)・興梠常務理事
事 務 局：坂元専務理事、樫村常務理事
兼事務局長、大谷・菊池・一安課長



県土整備部との第9回意見交換会

【山崎会長挨拶】

鳥インフルエンザについては、今後発生した場合に備えて迅速に対応できるように準備しておきたい。担い手の確保が必要である。平準化発注についてお願いしたい。週休2日モデル工事や共有化システムについて順に対応している状況である。今後3月末にかけて、工事発注されるが、柔軟な対応をお願いしたい。本日はよろしくお願い申し上げます。

【佐野課長挨拶】

県政全般に渡りご協力を賜りお礼申し上げます。12月19日に川南町で発生した鳥インフルエンザは、1月12日をもって移動制限の解除となった。高鍋地区建設業協会をはじめとして県協会の皆様にお礼申し上げます。減災防災のため、インフラ整備が重要である。一方で、宮崎自動車道の山之口スマートインターチェンジが開通し、交通インフラが整った。平成29年度の国の予算における地方自治体の交付金事業については、昨年並みの約2兆円である。県としては、重点配分に向けて積極的に要望していきたい。本日は率直な意見交換をさせていただき、対応していきたい。よろしくお願い申し上げます。

◆県からの情報提供

以下の事項に関し、技術企画課より説明・報告があった。

1. 公共工事における取組について

(1) 平成29年度地域総合メンテナンス業務について（案）

平成29年度より本格導入予定。

契約期間については、平成29年4月1日から平成31年3月31日の2ヶ年とする。

急激な賃金の変動が生じた場合は、インフレスライドで対応する。

宮建協

履行途中の構成員の破産解散等については、原則、残存構成員で業務を負担する。

なお、契約期間については、検証を行い、必要に応じて見直しを検討する。

(2) 平成 29 年度入札参加資格等の改正に向けたポイント (案)

① 入札参加資格の改正について

a. 法面工事

近年の労務単価の引き上げや諸経費率の改正に対応し、2500 万円以上の工事の入札参加資格「施工実績に関する事項」の施工量の見直しを行う。

b. 橋梁補修工事

橋梁補修工事（コンクリート構造物補修・補強）の「施工実績に関する事項」に、橋梁下部工の新設工事を追加する予定である。

② 条件付一般競争入札（総合評価落札方式）の改正について

a. 確認書発行対象の同種工事の見直し

入札参加資格要件に合わせて見直しを行う。

b. 多自然川づくりの取組に関する評価基準の変更

総合評価落札方式実施要領における評価基準を平成 29 年度より 2 年 6 回の評価へと変更する。

(3) i-Construction 説明会の開催について

i-Construction 説明会が 2 月 16 日（木）に開催されることを説明した。

2. その他

(1) 工事検査時における社会保険未加入事業所に対する指導について

施工体制台帳に記載されている下請会社の社会保険の未加入事業所への指導については、まだ決定していないため、担当者に指導をしないよう通知した。

(2) とび土工の点数について

工事特性の関係でとび土工の点数が上がらない

旨の質問を受けたが、工事特性の評価は国同様の評価をしている。同一条件ということでこれまで同様に評価していく。工事特性はなくても、安全性等で工夫して評価されれば点数は上がる。

(3) 評価の相違について

課長リーダー検査と専門員の検査とでは、評価が異なる旨の質問を受けたが、研修会や説明会を通して、公正で公平になるように努力する。

(4) 単一工種工事の点数について

単一工種工事は評価項目が少ないが、監督員との協議の上、その管理項目について工夫していただきたい。

◆意見交換会

(1) 地域総合メンテナンス業務について

本会→共同企業体の構成員の数は 2 者～10 者となっているが、上限を 10 者程度としていただくことはできないのか。

県→一昨年数が多かったということで、そのような設定にした経緯がある。

本会→J V 構成員が各地域に 1 者はいないと業務に支障が出る。地域によっては、10 者程度ということで認めていただきたい。

県→今回は 2 年間で実施するが、その間に検証していきたい。

(2) JV の構成員における担当変更について

本会→J V の構成員の中で担当を構成員の中で変更することは可能か。

県→体制表の変更で問題ない。なお、J V の体制において構成員の追加はできない。

(3) i-Construction について

本会→i-Construction について県の方向性を教えてほしい。

県→国は積極的に説明会を開催しているが、大規模工事が少ないため、出足が鈍い状況である。しかし、いつでも対応できるように、i-Construction の知識を増やしていきたい。

(4) 担い手の確保について

本会→建設業の担い手不足が心配である。担い手確保に関しご協力いただきたい。

(5) 若手技術者の活用について

本会→若手技術者が活用できるような制度を導入していただきたい。

(6) 工事発注の平準化について

本会→従業員の雇用の安定のために、工事発注の平準化をお願いしたい。

(7) 現場代理人の複数工事兼任について

本会→現場代理人の複数工事兼任をお願いしたい。また、着工時に現場代理人をつける方法を採用していただきたい。

県→確認した上で、回答させていただきたい。

雇用改善コーナー

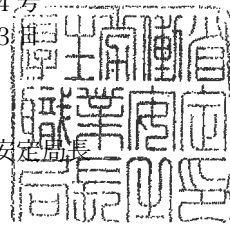
1. 平成28年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る取扱等について

職発 0113 第 4 号

平成 28 年 1 月 13 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長



大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「卒業予定者」という。）の求人求職秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、既にご承知のとおり、一般社団法人日本経済団体連合会は平成 27 年 12 月 7 日に「採用選考に関する指針」（以下「指針」という。）を改定し、大学等（就職問題懇談会）においても翌 8 日に「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）を改定しました。これにより、広報活動は平成 27 年度と同時期の卒業・修了年度に入る直前の 3 月 1 日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の 6 月 1 日以降に開始されることとなっております。

これを受けて、厚生労働省としましては、平成 28 年度の大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めていく方針であり、公共職業安定機関においては、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記 2 の事項について御配慮をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知下さいますよう併せてお願いいたします。

記

1 公共職業安定機関における取扱い

従前より公共職業安定機関においては企業の採用選考活動開始時期より求人票の公開を行ってきたところであり、指針及び申合せの内容を踏まえ、平成 28 年度の公共職業安定機関における取扱いは、次のとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開の取扱いについて

平成 28 年度の大学等卒業予定者（以下「大学等新卒者」という。）に係る求人票、求人要項等は、平成 28 年 6 月 1 日以降に展示・公開する。

なお、平成 28 年 6 月 1 日より前に求人を受理する場合においても、当該求人者に求人票展示・公開日等について説明をし、了解を求めておく。

(2) 公共職業安定機関が作成する求人情報、ガイドブック等について

大学等新卒者を対象とした求人要項記載のある求人 情報、ガイドブック等の発行は、平成 28 年 6 月 1 日以降とする。

(3) 公共職業安定機関が主催する学生対象の就職面接会について

公共職業安定機関が主催する大学等新卒者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、求人票等の展示・公開開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。

(4) 専修学校等の取扱いについて

指針及び申合せは、平成 28 年度専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、公共職業安定機関においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正な採用の確保等

公共職業安定機関としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ① 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること
- ② 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ③ 学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- ④ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないよう、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ⑤ 新規卒業者以外にも多くの若年者が応募できるよう、応募機会の確保に努めること

2. 平成29年3月新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

27 文科初第 1763 号

職発 0330 第 6 号

平成 28 年 3 月 30 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長

小 松 親 次 郎

厚生労働省職業安定局長

生 田 正 芳

新規学校卒業生の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業生に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成 27 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成 28 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体におかれても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業生の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業生と全日制課程の卒業生との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業生に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業生に係る採用選考が新規中学校卒業生（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業生及び新規高等学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規学卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成 29 年 3 月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いします。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業生の推薦及び選考開始期日については、平成 29 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成 28 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）、

雇用改善

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成 28 年 9 月 5 日（沖縄県については平成 28 年 8 月 30 日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成 28 年 9 月 16 日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 27 条又は第 33 条の 2 の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。
 - ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - (イ) 安定所における求人申込みの受理は、平成 28 年 6 月 20 日から開始するものとする。
 - (ロ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成 28 年 7 月 1 日以降開始するものとする。
 - イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - (イ) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成 28 年 6 月 20 日から開始するものとする。
 - (ロ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成 28 年 7 月 1 日から開始するものとする。
 - (ハ) 学校における求人申込みの受理は、平成 28 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成 28 年 7 月 1 日以降に行うものとする。
- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条の規定により平成 29 年 4 月 1 日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成 28 年 7 月 1 日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
 - (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
 - (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。
- また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第 1 の 1 (2) から (4) の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

3. 公正な募集・採用のため 自社の採用基準や選考方法を確認しましょう

- ・募集・採用時に、本籍や家族のことを聞いていませんか？
- ・障害を理由に、障害者を排除したり、不利な条件を付したりしていませんか？

公正な募集・採用を行うために、従業員を採用するときは、職務遂行上必要な適性や能力だけを採用基準にしましょう。

適性や能力と関係のない下の表のような事項を求職者にたずねたり、採用選考に取り入れたりすることは、就職差別につながる恐れがあります。

就職差別につながらないよう、自社の採用基準や選考方法を確認しましょう。

◆公正な募集・採用のために、下の表の14事項に配慮しましょう。

就職差別につながる恐れがある14事項	
本人に責任のない事項	① 本籍・出生地 ② 家族 ③ 住宅状況 ④ 生活環境・家庭環境
本来自由であるべき事項 (思想信条に関わること)	⑤ 宗教 ⑥ 支持政党 ⑦ 人生観・生活信条など ⑧ 尊敬する人物 ⑨ 思想 ⑩ 労働組合・学生運動などの社会運動 ⑪ 購読新聞・雑誌・愛読書など
採用選考の方法	⑫ 身元調査など ⑬ 全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書 (様式例)に基づかない事項を含んだ応募書類の使用 ⑭ 合理的・客観的に必要性のない健康診断

※採用選考時に**家族のこと**を尋ねるケースが大変多く見受けられるので注意しましょう。

※**エントリーシートを使用する場合も**、就職差別につながる恐れのある項目を設けないようにしましょう。

◆平成28年4月1日から募集・採用時における障害者差別の禁止と、合理的配慮の提供が義務となります。

- ▶募集・採用など雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別を禁止します。
＜禁止されている募集・採用事例＞

- ① 単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ② 業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること
- ③ 採用の基準を満たす人の中から障害者でない人を優先して採用すること など

※積極的差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うことは、障害者であることを理由とする差別に該当しません。
また、事業主と障害者の相互理解の観点から、事業主は、応募しようとする障害者から求人内容について問合せなどがあった場合には、その求人内容について説明することが重要です。

- ▶障害者一人一人の状態や職場の状況などに応じて合理的配慮の提供が求められます。

募集・採用時における合理的配慮とは、障害のない方との均等な機会の確保の観点から、支障となっている事情を改善する措置です。具体的にどのような措置をとるかについては、障害者と話し合った上で決めていただく必要があります。

※ 障害者差別禁止・合理的配慮に関する各種資料は、以下のURL（厚生労働省HP）をご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seikakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/shougaisha_h25/index.html

改正障害者雇用促進法

検索

事業協同組合



下請セーフティネット債務保証制度について

平成27年7月1日から 下請セーフティネット債務保証制度【債権譲渡契約】の 貸付金利が変わりました！

主な変更内容

貸付金利	500万以下・・・1.8%
//	500万超・・・2.2%
事務手数料	・・・0.2%

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書類名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

○金利及び事務手数料

※ 事務手数料、0.2%が加算されます。

※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超
金利	1.80%	2.20%
事務手数料	0.20%	0.20%

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算式
99%以下	(請負額×出来高率－受領済額－違約金)×90%《担保掛目》
100%(完成)	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額＝297万円 (1,100万円×80%－440万円－110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算式	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済
----	------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額＝352万円 (1,100万円×80%×90%)－440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

宮崎県建設事業協同組合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <http://www.mk-net.or.jp>

E-mail info@mk-net.or.jp

技士会



1. 平成29年度 1 級（学科）・2 級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内

昨年、宮崎県土木施工管理技士会主催の土木施工管理技術検定試験受験準備講習会に、1 級 20 名、2 級 30 名の方が参加されました。近年、1 級・2 級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。当技士会では、毎年、宮崎県建設業協会の後援により 1 級・2 級土木施工管理技術検定試験の合格者が一人でも多く輩出されるよう受験準備講習会を開催しております。当講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義や実力テストを実施しており、受講者に好評をいただいております。平成 29 年度の日程等につきまして、下記のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

日 程

- 1 級学科講習 6 日間 平成 29 年 5 月 17 日（水）～ 5 月 19 日（金）
平成 29 年 5 月 24 日（水）～ 5 月 26 日（金）
- 2 級学科・実地講習 6 日間 平成 29 年 7 月 12 日（水）～ 7 月 14 日（金）
平成 29 年 7 月 26 日（水）～ 7 月 28 日（金）

場 所

宮崎県建設会館 宮崎市橘通東 2 丁目 9 番 19 号

お問い合わせ

宮崎県土木施工管理技士会 0 9 8 5 - 3 1 - 4 6 9 6
または各地区建設業協会

2. 平成29年度 1 ・ 2 級土木施工管理技術検定試験の申込書 受付について（お知らせ）

平成 29 年度の 1 ・ 2 級土木施工管理技術検定試験の申込書受付が始まります。受付期間が短いので、手続きをお忘れないように早めに準備してください。

この技術検定試験は、土木工事に従事する者を対象に技術力の向上を図ることを目的として、建設業法第 27 条の規定により実施される技術検定制度です。

この検定試験に合格されますと、公共土木工事において施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理等を行う主任技術者または監理技術者になることができる土木施工管理技士の資格を取得することができます。なお、2 級土木施工管理技術検定学科試験は平成 29 年度から年 2 回行われます。

受付期間

- 1 級 平成 29 年 3 月 31 日（金）～ 4 月 14 日（金）
- 2 級 平成 29 年 4 月 14 日（金）～ 4 月 28 日（金）
- 2 級（学科のみ） 平成 29 年 12 月 5 日（火）～ 1 月 10 日（水）

申込み用紙につきましては、1・2 級とも 3 月中旬から販売開始されます。詳しくは（一財）全国建設研修センターのホームページをご覧ください。

3. 平成28年度 1 級土木施工管理技術検定「実地試験」の合格発表

平成 28 年 10 月 2 日（日）に実施されました 1 級土木施工管理技術検定「実地試験」の合格発表が平成 29 年 1 月 17 日にありました。

全国の会場で 27,846 名が受験し、10,219 名が合格、合格率 36.7%、と昨年とほぼ同水準の合格率でした。福岡会場は、受験者 3,735 名、合格者 1,269 名、合格率は全国平均より若干低い、34%でした。（一財）全国建設研修センターのホームページに合格者の受験番号が掲載されております。

合格された方は、技術検定合格証明書の交付手付きが必要となりますので、忘れずに手続きをしてください。

平成 28 年度 1 級土木施工管理技術検定実施状況

●実地試験実施状況：（平成 28 年 10 月 2 日実施 全国 13 地区 28 会場）

試験地	学科試験 （平成 28 年 7 月 3 日実施）			実地試験		
	出席者数	合格者数	合格率（%）	出席者数	合格者数	合格率（%）
札 幌	1,391	727	52.3	1,009	375	37.2
釧 路	254	121	47.6	183	46	25.1
青 森	603	334	55.4	475	148	31.2
仙 台	3,074	1,757	57.2	2,530	948	37.5
東 京	9,913	5,583	56.3	8,008	3,046	38.0
新 潟	1,423	833	58.5	1,184	495	41.8
名古屋	3,796	2,126	56.0	3,051	1,123	36.8
大 阪	5,496	2,924	53.2	4,186	1,571	37.5
岡 山	1,214	636	52.4	931	321	34.5
広 島	1,206	647	53.6	888	364	41.0
高 松	1,320	758	57.4	1,111	353	31.8
福 岡	4,820	2,611	54.2	3,735	1,269	34.0
那 覇	830	397	47.8	555	160	28.8
計	35,340	19,454	55.0	27,846	10,219	36.7

建退共

1. 建退共制度の利用に際しての留意事項

建退共制度の利用に当たっては、下記の7点にご留意ください。

建退共制度は、建設現場で働く方々のために『国が創設した退職金制度』です。
建退共制度を上手に利用し、建設労働者の福祉向上を図って優秀な人材を確保しましょう！

① 共済証紙の購入について

公共工事・民間工事を問わず、共済証紙を購入してください。
購入する額は、元請・下請を含めた対象労働者と就労日数を的確に把握したうえで、それに応じた額を購入してください。
把握が困難な場合には、「共済証紙購入の考え方について」（建退共ホームページ）を活用してください。

② 元請事業主から下請事業主への現物（共済証紙）交付について

元請事業主は、工事に従事する下請の労働者の延人数と就労日数に対応する額の共済証紙を下請へ現物交付してください。

③ 掛金の負担について

退職金の元となる掛金（証紙の購入）は、工事契約額に含まれています（公共工事の場合）。
この掛金は、事業主が全額を負担することになっていますので、給与天引き等で、一部でも被共済者に負担させることはできません。

④ 共済証紙状況の確認について

便宜上、共済契約者が共済手帳を保管している場合は、証紙貼付時（少なくとも賃金の支払いの都度）に、被共済者本人に共済証紙の貼付状況を確認させてください。

⑤ 共済手帳の更新について

公共工事・民間工事を問わず共済手帳に共済証紙を貼付してください。
また、共済手帳250日分貼り終えたら、すみやかに更新手続きを行ってください。

⑥ 被共済者が退職した場合について

被共済者が事業所を退職したときは、必ず共済手帳をお渡ししてください。
また、退職金の受給資格を有する被共済者に対しましては、退職金請求のご指導をお願いします。

⑦ 建設業退職金共済制度の加入について

役員報酬を受けている者や事務専用社員、中退共・清退共・林退共に加入している人は、加入することはできません。
また、被共済者の方が、代表者又は役員報酬を受けることになったときは、引き続き被共済者でいることはできません。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（12月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
				件数(件)	金額(円)		
前月末計	2,748	48,960	433,463	49,072	30,214,652,944	前月分	49,531
加 入	6	76		98	53,078,648		
脱 退	4	97	434,239	49,170	30,267,731,592	当年度計	511,462
当月末計	2,750	48,939		898	696,521,437		
			(当年度累計)	898	696,521,437		

建災防

1. 平成28年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」について

厚生労働省では、毎年度、優れた技能と経験を持ち、担当する現場や部署で作業の安全を確保して優良な成績を挙げた職長を顕彰していますが、本年度は全国で143名（全業種）が受賞しました。

本県からは、**池田 清繁氏**（㈱川正建設（宮崎市））
精松 和昭氏（村田建設㈱（宮崎市））

が受賞され、1月10日に厚生労働省・中央合同庁舎講堂（東京都千代田区）において授賞式が行われました。

2. 技能講習登録教習機関の取消しについて（宮崎労働局発表） ～ 無効な技能講習修了証の回収にご協力ください。～

下記の登録教習機関は、講習等を行わずに「小型移動式クレーン運転技能講習」等の修了証を発行したことが判明しました。これにより、宮崎労働局では平成29年1月17日付けで、当教習機関の登録取消し処分を行いました。

また、この教習機関が発行した修了証は無効となり、この修了証を所持するものは無資格者として取り扱われ、小型移動式クレーン運転等の業務を行った場合は、当該修了証の所持労働者のみならず、従事させた事業者も労働安全衛生法第61条違反として処罰されることがあります。

（1）対象となる登録教習機関

名 称：加藤浩一郎
事務所：加藤浩一郎事務所
住 所：大分市花津留2丁目15番17号

（2）無効となる技能講習修了証

- ① 小型移動式クレーン運転技能講習
- ② 玉掛け技能講習

宮崎労働局では無効となった修了証の回収を行っています。当該修了証を所持されている方や気付かれた方は、下記までご連絡ください。

宮崎労働局労働基準部健康安全課	TEL 0985-38-8835
宮崎労働基準監督署	TEL 0985-29-6000
延岡労働基準監督署	TEL 0982-34-3331
都城労働基準監督署	TEL 0986-23-0192
日南労働基準監督署	TEL 0987-23-5277

3. 平成 29 年度上半期（4 月～9 月）講習会の案内

※ 会員事業場には 2 月下旬に年間予定表を送付する予定です。

	講 習 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	下半期（10 月～3 月）の予定
作業主任者	足場の組立て等作業主任者	25～26 清 武	16～17 延 岡	27～28 清 武			5～6 延 岡	12 月に 清武で開催
	型枠支保工の組立て等作業主任者	18～19 延 岡		20～21 清 武				
	地山の掘削等作業主任者		23～25 清 武		11～13 延 岡			11 月に 清武で開催
	木造建築物の組立て等作業主任者					8～9 清 武		
	鉄骨の組立て等作業主任者				19～20 清 武			
	コンクリート造の解体等作業主任者					22～23 清 武		
特別教育・一般教育	職長・安全衛生責任者教育	11～12 清 武	30～31 延 岡	13～14 清 武		1～2 延 岡	26～27 清 武	11 月に 清武で開催
	現場管理者統括管理講習						15 清 武	
	足場の組立等特別教育		1 清 武	6 延岡 8 清武			12 延 岡	11 月に 清武で開催
	足場の点検実務者研修				27 清 武	29 延 岡		
	斜面の点検者安全教育			29 清 武			20 延 岡	
	ダイオキシン類従事者特別教育							10 月に 清武で開催
	熱中症予防指導員管理者研修			30 延 岡	4 清 武			
	振動工具取扱い従事者教育						14 清 武	
	丸のこ等取扱い従事者教育					31 清 武		
	酸欠・硫化水素作業特別教育							10 月に 清武で開催
車両系建設機械	小型車両系（整地・掘削等）特別教育	27～28 清 武	9～10 延 岡	2～3 清 武	14～15 清 武	4～5 延 岡		10 月～2 月 清武、延岡で開催
	ローラーの運転特別教育		26～27 清 武		7～8 延 岡			10 月～12 月に清武、延岡で開催
	車両系（整地・掘削等）技能講習	21～22 延 岡	12～13 清 武	23～24 清 武	28～29 清 武	18～19 延 岡	8～9 清 武	10 月～3 月 清武、延岡で開催
	高所作業車運転技能講習	14～15 清 武	19～20 延 岡	9～10 清 武	21～22 清 武	25～26 延 岡	1～2 清 武	10 月～2 月 清武、延岡で開催
	車両系（解体用）技能講習			1 清 武	25 延 岡		29 清 武	12 月に 清武で開催
	不整地運搬車運転技能講習	5～6 清 武		16～17 延 岡			21～22 清 武	11 月に 延岡で開催

火薬協会

火薬類取締法の適用を受ける火薬類に係る事故等の定義等の見直しについて

今般、経済産業省（商務流通保安グループ 鉦山・火薬類監理官付）から、火薬類の事故の取扱いについて、事故の定義及び事故報告様式を見直す旨の連絡がありました。

つきましては、平成 29 年 1 月 1 日以降に発生した火薬類の事故から適用することとし、新様式による報告が求められていますので誤りのないようお願いします。

1 人的被害の定義

火薬類取締法における人的被害の定義は以下のとおりとします。なお、②と③を「負傷者」とします。なお、通常医療機関において検査・診察・診断を行ったが特に治療の必要はないと判断された場合などを含め、治療の必要がないと認められる軽度の負傷は「人的被害」から除きます。

- ① 死者 事故発生後、5 日以内に死亡が確認された者。
- ② 重傷者 事故発生後、30 日以上の治療を要する負傷をした者。
- ③ 軽傷者 事故発生後、30 日未満の治療を要する負傷をした者。

2 事故等の規模の分類

(1) A 級事故

- ① 死者 5 名以上のもの
- ② 死者及び重傷者が合計して 10 名以上であって、①以外のもの
- ③ 死者及び負傷者が合計して 30 名以上であって、①及び②以外のもの
- ④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊、倒壊、滅失等の甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が 5 億円以上）が生じたもの
- ⑤ 大規模な火災が進行中であって、大きな災害に発展するおそれがあるもの
- ⑥ その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合、テロに起因するの等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響・関心が大きい（※1）と認められるもの

（※1：NHK 全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュースを含む）等で 10 社以上の報道がなされている場合を目安とする。）

(2) B 1 級事故

- ① 死者 1 名以上 4 名以下のもの
- ② 重傷者 2 名以上 9 名以下であって、①以外のもの
- ③ 負傷者 6 名以上 29 名以下であって、①及び②以外のもの
- ④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的損害（直接に生ずる物的被害の総額が 1 億円以上、5 億円未満）が生じたもの
- ⑤ 大規模な火災が進行中であって、大きな災害に発展するおそれがあるもの
- ⑥ その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により社会的影響・関心が大きい（※2）と認められるもの

（※2：NHK 全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュースを含む）等で 3 社以上の報道がなされている場合を目安とする。）

(3) B 2 級事故

喪失・盗取以外の事故（C 2 級事故を除く）であって、同一事業所において喪失・盗取以外の事故（C 2 級事故を除く）が発生した日から1年を経過しない間に発生したC 1 級事故。

（C 2 級事故が複数回発生してもB 2 級事故とカウントしない。）

(4) C 1 級事故

①負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下のもの

②爆発・火災等により建物又は構造物の損傷等の物的損害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円未満）が生じたもの

③人的・物的被害は発生していないものの、特に危険な事象が生じた場合
（特に危険な事情の例示）

(5) C 2 級事故

A 級、B 1 級、B 2 級及びC 1 級の事故のいずれにも該当しないもの

3 煙火の消費中事故における主な事象について

煙火の消費中に発生した事故における主な事象について、以下のとおり、具体的な事故の規模の分類を例示します。その他の事象が発生した場合は、これらの例示を参考に個別に判断することとなります。

(1) 火 災

①人的・物的被害あり：C 1 級以上の事故

②人的・物的被害なし（安全距離外で、火災認定あり）：C 1 級事故

③人的・物的被害なし（安全距離内で、火災認定あり）：C 2 級事故

④人的・物的被害なし（火災認定なし）：事故としない

※「安全距離外」は、煙火の設置・消費場所からみて、人の集合する場所、建物等に対して確保した安全な距離の外側のこと、「安全距離内」は、内側のこととします。

※「火災認定の有無」は、各消防署の判断によります。

(2) 黒 玉

①人的・物的被害あり：C 1 級以上の事故

②人的・物的被害なく、安全距離内で、規制時間内に関係者が発見・回収：事故としない

③その他：C 2 級事故

※「規制時間内」は、主催者や消防等によって第三者の立ち入りを制限している時間帯のことです。

(3) 落下物（部品落下、残滓）

①人的・物的被害あり：C 1 級以上の事故

②人的・物的被害なし：事故としない

(4) その他過早発、低空開発、地上開発、筒ばね、異常飛翔、異常燃焼（筒・容器・器具等の破損、誤発射、動物駆逐用煙火の破損等）

①人的・物的被害あり：C 1 級以上の事故

②人的・物的被害なし：C 2 級事故

(5) 未着火、未発射については、事故としない

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（12月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円、%)

I. 全般の状況

年 度	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
平成28年度	448	37.8	6,548	13.7	3,488	10.6	93,886	9.4
平成27年度	325	▲38.8	5,758	▲33.6	3,155	▲18.9	85,834	▲26.8
平成26年度	531	▲0.7	8,669	12.2	3,889	▲7.0	117,261	▲15.0

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円、%)

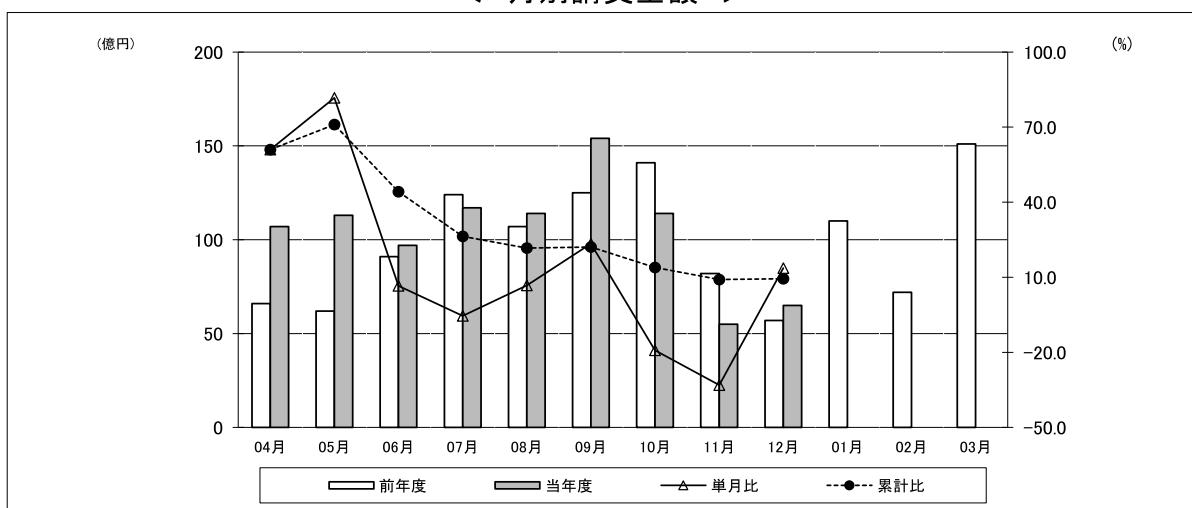
発注者区分	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
国	15	87.5	665	16.3	218	3.8	18,420	14.2
独立行政法人等	0	—	0	—	17	▲39.3	3,119	4.7
県	129	22.9	2,830	86.8	1,236	18.2	32,031	16.4
市町村	301	46.1	3,008	▲15.9	1,985	8.0	38,620	6.3
その他	3	50.0	44	249.8	32	▲3.0	1,694	▲41.1
計	448	37.8	6,548	13.7	3,488	10.6	93,886	9.4

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
宮崎	59	▲15.7	1,425	17.9	654	2.3	22,443	7.7
日南	24	9.1	593	43.1	233	16.5	6,895	▲17.0
串間	16	100.0	178	106.9	155	4.0	2,754	▲7.6
都城	60	53.8	1,166	134.2	436	13.2	13,186	21.3
小林	44	12.8	445	▲15.5	381	9.5	9,433	17.2
高岡	17	6.3	255	▲83.8	136	9.7	3,142	▲20.0
西都	26	62.5	383	158.2	213	19.0	3,896	▲3.8
高鍋	15	114.3	147	18.4	164	▲0.6	4,887	8.4
日向	36	▲5.3	440	51.8	482	19.3	12,298	37.0
延岡	29	7.4	547	23.4	251	▲4.6	8,367	13.9
西臼杵	122	183.7	962	118.3	383	28.1	6,580	10.1
計	448	37.8	6,548	13.7	3,488	10.6	93,886	9.4

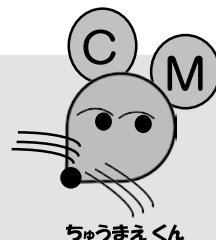
< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

**御社の工事には
“ちゅうまえ”がついている！**

中間前払金制度のご案内



ちゅうまえくん

西日本建設業保証株式会社

工期の半分が経過し、工事出来高が 50%を超えていれば、当初の前払金（請負金額の 40%）に加えて、さらに 20%の中間前払金を受け取ることができます。

※対象条件は発注者によって異なります。詳しくは弊社までお問い合わせください。

例えば請負金額5000万円の場合・・・

1000万円が即利用可能！保証料はわずか6500円！

手続きの流れ

発注者へ「認定請求書」を提出

発注者より「認定調書（通知書）」が交付

保証会社へ保証申込み

「保証証書」を発注者へ提出

発注者より中間前払金が入金～ご利用

安い！

保証料率0.065%！
借入利息より
はるかに安い！

”ちゅうまえ”
3つのメリット

便利！

簡単手続きで払出OK！
入金後すぐ利用
できます。

簡単！

簡便な出来高検査！
煩雑な資料作成も
不要！

保証申込に必要な書類

・保証申込書・前払金使途内訳明細書・認定調書（通知書）

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店（担当：佐田・西川）

TEL 0985-24-5656

FAX 0985-20-1167

平成28年度宮崎県内の中間前払金保証実績（平成28年12月末現在）

（単位：件、百万円、%）

発注者	件数	増減率	請負金額	増減率
国土交通省	6	50.0	1,197	73.8
宮崎県	85	13.3	4,275	55.9
宮崎都市	25	8.7	798	▲14.9
都城市	7	▲41.7	508	▲56.2
延岡市	12	14.3	627	▲28.4
日南市	5	150.0	136	129.6
小林市	3	▲25.0	80	12.4
串間市	1	0.0	16	▲84.9
西都市	1	0.0	20	443.4
えびの市	2	0.0	440	447.7
国富町	1	0.0	1,288	<
綾町	2	<	91	<
高千穂町	2	<	228	<
日之影町	1	▲50.0	39	▲11.8
美郷町	1	0.0	41	▲76.1
椎葉村	3	<	87	<
宮崎大学	1	<	378	<
計	158	9.7	10,257	44.3

建設業福祉共済団からのお知らせ

保険料が更にお安くなりました！

**年間完成工事高契約 & 甲型共同企業体契約の
無事故割引率を2割アップし、保険料のご負担を軽減しました。**

平成27年4月1日以降に新規でご契約いただく際に適用されます。
既契約者様につきましては、平成27年度の契約を更新される際に
適用されます。

【旧】

完工高	2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
割引率	10%	20%	30%	40%	50%	60%

無事故割引率が従来より2割アップ(1.2倍)

【新】

完工高	2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
割引率	12%	24%	36%	48%	60%	72%

保険料計算例（保険金区分合計2,000万円）

完工高：土木一式工事5億円の場合

	無事故割引率	⇒	年間保険料
【旧】	30%	⇒	266,000円
【新】	36%	⇒	243,200円

**22,800円も
お安くなりました。**

資料請求や保険料試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(一社) 宮崎県建設業協会	TEL 0985-22-7171
(公財) 建設業福祉共済団	TEL 03-3591-8451

安い掛金！ 大きな補償！

建設共済保険

法定外労災補償制度



「建設共済保険」の
他にも、次のような
事業を行っています。

育英奨学事業

被災者（死亡および身体障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

28年4月
スタート！

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15(虎ノ門NSビル)

■取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

Tel. 0985-22-7171 FAX. 0985-23-6798

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel. 03-3591-8451

建設共済保険

検索